



川監委発第161号

令和6年1月26日

川越市長 川合善明様

川越市議会議長 山木綾子様

川越市教育委員会

教育長 新保正俊様

川越市監査委員 中沢雅生

同 石川隆二

同 小野澤康弘

同 桐野忠

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

福祉部

職業センター

第3 監査の期間

令和5年9月27日から令和6年1月26日まで

第4 監査の方法

監査委員が監査対象施設に出向き、施設及び物品等の監査を実施した。
今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 施設の管理について

着眼点 ①施設・設備の管理状況 ②利用状況

2 安全対策について

着眼点 ①来所者の管理状況 ②避難訓練等の実施状況

3 物品の管理について

・備品出納簿より3件を抽出した。

着眼点 ①管理状況

4 現金等の管理について

着眼点 ①取扱い現金の内容 ②現金取扱員の任命手続きの状況

③現金等の保管・納入・管理状況

④郵便切手の管理、受払簿の整備状況

5 情報の管理について

着眼点 ①外部記録媒体の管理状況

第5 監査を執行した監査委員

中沢雅生、石川隆二、小野澤康弘、桐野忠

第6 監査の結果

事務処理上留意すべき点で軽易なものは、監査執行の際口頭で述べたが、監

査の結果は以下のとおりである。

1 施設の管理について

(要 望)

施設の老朽化等に伴う修繕を要する箇所が散見された。緊急を要するものから計画的に修繕するよう要望する。

2 安全対策について

特に問題はなかったが、今後とも十分配慮するよう要望する。

3 物品の管理について

特に問題はなかったが、今後とも適正に管理するよう要望する。

4 現金等の管理について

特に問題はなかったが、今後とも適正に管理するよう要望する。

5 情報の管理について

特に問題はなかったが、今後とも適正に管理するよう要望する。

※取扱い

指 摘： 次に該当する場合について、監査委員がその是正を求め表明する指摘事項をいう。

- (1) 法規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。
- (2) 法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なもの。

意 見： 指摘には至らないものの、法規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生を阻止が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの等として監査委員が表明する所感をいう。

要 望： 「意見」とほぼ同様の意義とし、何らかの不適切な事項に対し、「あるべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

こども未来部
子育て支援室

第3 監査の期間

令和5年9月27日から令和6年1月26日まで

第4 監査の方法

監査委員が監査対象施設に出向き、施設及び物品等の監査を実施した。
今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 施設の管理について

着眼点 ①施設・設備の管理状況 ②利用状況

2 安全対策について

着眼点 ①来所者の管理状況 ②避難訓練等の実施状況

3 物品の管理について

・備品出納簿より3件を抽出した。

着眼点 ①管理状況

4 情報の管理について

着眼点 ①外部記録媒体の管理状況

第5 監査を執行した監査委員

中沢雅生、石川隆二、小野澤康弘、桐野忠

第6 監査の結果

監査の結果は以下のとおりである。

1 施設の管理について

特に問題はなかったが、今後とも適正に管理するよう要望する。

2 安全対策について

特に問題はなかったが、今後とも十分配慮するよう要望する。

3 物品の管理について

特に問題はなかったが、今後とも適正に管理するよう要望する。

4 情報の管理について

特に問題はなかったが、今後とも適正に管理するよう要望する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

教育総務部

高階南公民館、霞ヶ関西公民館、伊勢原公民館、西図書館、
川越駅東口図書館、高階図書館

第3 監査の期間

令和5年9月27日から令和6年1月26日まで

第4 監査の方法

監査委員が監査対象施設に出向き、施設及び物品等の監査を実施した。
今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 施設の管理について

着眼点 ①施設・設備の管理状況 ②利用状況

2 安全対策について

着眼点 ①来所者の管理状況 ②避難訓練等の実施状況

3 物品の管理について

・備品出納簿より3件を抽出した。

着眼点 ①管理状況

4 現金等の管理について

着眼点 ①取扱い現金の内容 ②現金取扱員の任命手続きの状況

③現金等の保管・納入・管理状況

④郵便切手の管理、受払簿の整備状況

5 情報の管理について

着眼点 ①外部記録媒体の管理状況

第5 監査を執行した監査委員

中沢雅生、石川隆二、小野澤康弘、桐野忠

第6 監査の結果

事務処理上留意すべき点で軽易なものは、監査執行の際口頭で述べたが、監査の結果は以下のとおりである。

1 施設の管理について

(要 望)

高階南公民館、伊勢原公民館、西図書館及び高階図書館において、施設の老朽化等に伴う修繕を要する箇所が散見された。教育委員会においては、緊急を要するものから計画的に修繕するよう要望する。

2 安全対策について

特に問題はなかったが、今後とも十分配慮するよう要望する。

3 物品の管理について

軽易なものを除き特に問題はなかったが、今後とも適正に管理するよう要望する。

4 現金等の管理について

(意 見)

川越駅東口図書館における、有料データベース印刷複写料について、就業時間終了後に保管している現金があるにもかかわらず現金保管金額確認表を作成していなかった。また、前回、現金出納簿に一部記入誤りのほか一部月計の記入漏れ等があった件について、今回も出金欄の記入漏れ及び残額欄の記入誤りがあった。

今後は、公金等取扱い基本マニュアルにのっとり、適正に事務処理をすること。

5 情報の管理について

特に問題はなかったが、今後とも適正に管理するよう要望する。

※取扱い

指 摘： 次に該当する場合について、監査委員がその是正を求め表明する指摘事項をいう。

- (1) 法規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。
- (2) 法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なものの。

意見： 指摘には至らないものの、合規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生の阻止が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの等として監査委員が表明する所感をいう。

要望： 「意見」とほぼ同様の意義とし、何らかの不適切な事項に対し、「あるべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。

なお、「指摘」、「意見」に至らない程度の軽微な不適切事項等を「注意」としているが、当該注意が改善されず再度注意を受けた場合には、以降「意見」としている。